○厚生労働省告示第四百七十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十一月六日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
日本環境株式会社	兵頭　喜文	岡本　恭一	平成二十一年七月一日

○厚生労働省告示第四百七十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である株式会社四国中検が製品検査を行う事業所として設置した株式会社四国中検食品解析センター高松検査所について、平成十八年三月二十一日をもってその所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十一月六日

厚生労働大臣　長妻　昭

変更後の事業所の所在地	変更前の事業所の所在地
香川県綾歌郡綾川町畑田三千三百二十二	香川県綾歌郡綾南町畑田三千三百二十二

○厚生労働省告示第四百七十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、製品検査を行う事業所の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十一月六日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録検査機関の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の名称	変更の日
日本環境株式会社	日本環境株式会社検査本部検査センター	日本環境株式会社材料・食品事業部検査センター	平成二十一年七月一日
SGSジャパン株式会社	SGSジャパン株式会社フードテスティングセンター	SGSジャパン株式会社食糧・食品事業部フードテスティングセンター	平成二十一年七月十日

○農林水産省告示第千五百五十二号

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百三十二条第一項の規定に基づき、平成二十一年十月三十日付けで株式会社商品取引所への組織変更の認可をしたので、同法第三百五十二条第五号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年十一月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　商品市場を開設する者

株式会社東京穀物商品取引所

二　上場商品

農産物（大豆、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆及びロブスタコーヒー生豆をいう。）及び砂糖（精糖及び粗糖をいう。）

三　公示することとなった事由

商品取引所法第百三十二条第一項の規定に基づき、株式会社商品取引所への組織変更の認可をしたため。

○農林水産省告示第千五百五十三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第三項の規定により、次の地すべり防止区域は廃止する。

平成二十一年十一月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

昭和四十三年八月二十七日農林水産省告示第千三百三十六号により定められた新潟県野田ヶ沢地すべり防止区域

○農林水産省告示第千五百五十四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十一年十一月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

新潟県野田ヶ沢地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱一九号までを順次結んだ線及び標柱一九号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

新潟県長岡市北荷頃

字陣ヶ峰

四一六七番	標柱一号	四一七九番乙	標柱二号
四二二七番一	標柱三号	四二二五番二	標柱四号
四二二四番一	標柱五号	四三〇六番一	標柱六号
四二六六番五	標柱七号	四二六二番二	標柱八号
三八九七番	標柱九号	四〇〇七番乙	標柱一〇号
四〇〇七番甲	標柱一一号	四〇二一番	標柱一二号
四〇二三番	標柱一三号	四〇四六番	標柱一四号
四一三〇番	標柱一五号	四一三四番	標柱一六号
四一三七番	標柱一七号	四一六一番	標柱一八号
	標柱一九号		

○農林水産省告示第千五百五十五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十一年十一月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

新潟県原山地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（立畑地すべり防止区域標柱十八号（平成元年三月二十九日農林水産省告示第四百五十一号））から立畑地すべり防止区域の境界に沿って標柱二号（立畑地すべり防止区域標柱十三号）に至る線、標柱二号から和田地すべり防止区域（平成元年三月十日農林水産省告示第三百二十三号）の境界に沿って標柱三号（和田地すべり防止区域標柱二号及び上方地すべり防止区域標柱七号（昭和六十一年三月二十五日農林水産省告示第四百六十八号））に至る線、標柱三号から上方地すべり防止区域の境界に沿って標柱四号（上方地すべり防止区域標柱五号及び鎌沢地すべり防止区域標柱五号（平成元年十一月八日国土交通省告示第千八百七十九号））に至る線、標柱四号と標柱五号（向山地すべり防止区域標柱四号（昭和三十五年一月六日国土交通省告示第二号））を結んだ線、標柱五号から向山地すべり防止区域の境界に沿って標柱六号（向山地すべり防止区域標柱一号）に至る線、標柱六号から一級河川細野川左岸官民地境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた線に囲まれた区域

新潟県上越市安塚区

細野字立畑ヶ	二六〇二番三	標柱一号	
和田字鳴子	二九九七番	標柱二号	
上方字原山	六三五番	標柱三号	
安塚字原山	一五二七番三	標柱四号	
坊金字原山	三四二番一	標柱五号	
字向山	七一六番二	標柱六号	

島根県一畑坂地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号（一畑地すべり防止区域標柱七号（昭和四十二年二月二十四日建設省告示第三百二十九号））までを順次結んだ線、標柱九号から一畑地すべり防止区域の境界に沿って標柱十号（一畑地すべり防止区域標柱九号）に至る線及び標柱十号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

島根県出雲市小境町

字中ニチ	七六〇番	標柱一号	
字小畑	七二八番	標柱二号	
字一畑	二一一六番二	標柱三号	
		標柱四号	
字朽ノ木	七九九番二	標柱五号	
		標柱六号	
字乗越	八五七番二	標柱七号	
字中尾	二一三〇番続三	標柱八号	
字橋詰	八三六番八	標柱九号	
字殿宮	七八三番四	標柱十号	